

平成21年度機構改革の基本的考え方

政令指定都市移行後の平成21年4月1日の組織・機構は、政令指定都市として必要となる組織整備はもとより、行財政の効率化を基本に、社会情勢の変化や新たな行政課題に迅速・的確に対応し、政令指定都市にふさわしい大都市行政を担う体制を確立していく必要があります。

本市では、これら政令指定都市への移行や、岡山市都市ビジョン〔新・岡山市総合計画〕及び新岡山市行財政改革大綱に掲げられた重点政策等の推進を図るとともに、総合的な子育て支援及びきめ細かい市民サービスの提供に必要な簡素で効率的かつ効果的な執行体制の整備を行います。

1 政令指定都市として必要な体制を整備します。

(1) 区役所の設置

ア 市民保険年金（市民窓口サービス機能等を含む）、税、農林水産業振興、道路、公園等の市民生活に密着した行政サービスを提供する総合出先機関及び区域の特徴をいかした地域振興を図る拠点として「区役所」（4区役所）を設置します。

イ 市民サービスの地域拠点として、市民窓口サービス機能及び保健・福祉・環境の相談、申請受付、交付等業務機能並びに区役所の土木・農林業務（現支所産業建設課担当業務）を補完する相談取次機能を担う「地域センター」を配置します。ただし、御津、建部、瀬戸の各支所については、新市建設計画等の着実な進捗を図るため、土木・農林業務の執行機能を持つ「支所」とします。

なお、現在の支所については、西大寺支所は区役所、灘崎支所は暫定区役所、その他の支所は「地域センター」や「支所」として活用します。

ウ 区役所の市民窓口サービス機能を補うために、「市民サービスセンター」を配置します。

現在の出張所、連絡所、市民サービスコーナーの機能を、出張所機能に市税等収納機能を加えた機能に順次統一し、市民サービスの向上を図ります。この機能が充足された時点で、名称を市民サービスセンターに変更します。ただし、戸籍の届出受付については、体制が整った時点でサービスを開始します。

(2) こども総合相談所（児童相談所）の設置

ア 児童の福祉に関して相談に応じ、必要な調査、判定、指導等を行い、児童が心身ともに健やかに育成されるよう保健福祉局にこども総合相談所（児童相談所）を設置します。

福祉事務所、保健所、保健センター、学校、幼稚園、保育園、子育て支援センター等とネットワークを組み、総合的な子育て相談・支援を実施していきます。

(3) 障害者更生相談所の設置

ア 身体障害者、知的障害者の更生援護の実施にあたり、相談及び医学的見地等からの判定を行うため、保健福祉局に障害者更生相談所を設置します。

(4) こころの健康センター（精神保健福祉センター）の設置

ア 精神保健福祉に関する知識の普及や相談に応じるとともに、精神障害者保健福祉手帳の判定・交付、自立支援医療費公費負担の判定、定期病状報告、退院請求

等の精神医療審査会での審査等を行うため、保健福祉局にこころの健康センター（精神保健福祉センター）を設置します。

(5) 区選挙管理委員会の設置

ア 各区に選挙管理委員会を設置します。

(6) 農業委員会の設置

ア 各区域に対応して、農業委員会を設置します。

(7) 人事委員会の設置

ア 人事委員会を設置します。

(8) 区会計管理者の設置

ア 各区に会計管理者を設置します。

2 本庁の組織機能

政令指定都市移行に伴い、本庁は全市的な計画の企画調整事務、統一的、広域的処理が必要な事務、高度の専門的技術を要する事務及び全市的又は大規模施設の設置管理、区役所で行う行政サービスの統括及び調整、国、県との連絡調整、全庁的内部管理事務を担うこととします。

特に、市民協働の安全安心ネットワークづくりを強力、かつ、きめ細かく進めると共に、市民ニーズに的確に対応した行政サービスを提供するため、安全・安心ネットワーク推進室に広聴統括機能及び行政サービス改善等のための解析機能を持たせます。

また、市民からの各種要望等に対して今まで以上に迅速かつ的確に対応するため、スピード処理促進統括担当課長を配置します。

3 区役所の組織機能

(1) 総務・地域振興課

ア 地域振興事業、町内会、安全・安心ネットワーク、市民相談、地域施設の管理、防災、財産区、各種地域大会事務、地域環境事務等に関するを行います。

なお、各区におけるスピード処理促進については区長が担うこととします。

イ 地域センター

戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明、諸証明、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、税証明、各福祉医療制度申請、土木・農林業務の相談取次等に関するを行います。

(2) 支所

ア 戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明、諸証明、国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、税証明、各福祉医療制度申請等に加え、農業施設の整備・維持管理、道路・公園の維持管理、下水道の整備・維持管理などを行います。

(3) 税務課

ア 個人市民税、土地家屋固定資産税、軽自動車税、納税相談・窓口収納、各種税証明等に関すること及び国民健康保険料、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料、下水道事業負担金の収納事務を行います。

(4) 市民保険年金課

ア 戸籍、住民基本台帳、外国人登録、印鑑証明、諸証明、パスポート、国民健康

保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、各福祉医療制度申請等に関することを行います。

(5) 農林水産振興課

ア 農林水産業の振興事業、農業施設の整備・維持管理及び土地改良事業等に関することを行います。

(6) 建設課

ア 道路の新設改良、公園建設等に関することを行います。

(7) 維持管理課

ア 道路・公園の維持管理、市営住宅の管理及び軽易な修繕等を行います。

(8) 福祉事務所

ア 生活保護、児童・母子・寡婦・高齢者・身体障害者・知的障害者福祉に関する相談・援護、介護保険の認定・サービス利用に関する相談、後期高齢者医療保険、各福祉医療制度申請の受付、国民健康保険業務に関する被保険者証の再交付及び給付申請の受付を行います。

なお、家庭児童相談機能を充実し、こどもに関するあらゆる相談を受けられる、地域こども相談センター機能を持たせます。

イ 保健センター

福祉事務所で行う福祉関係業務と連携を図りながら、母子・健康増進・精神保健事業、特定疾患対策事業、栄養事業、歯科保健事業、結核等感染症対策等の実施に関することを行います。

4 その他

(1) 市民協働のもと、総合的に人権問題に取り組むため、人権推進室を市民局へ移管し、市民局人権推進課とします。

(2) 新市建設計画、新市基本計画を着実に実行するため、フラット制のメリットをいかし、全庁的P D C Aサイクルの統括とともに、大規模事業等の調整を行っている企画局へ新市建設計画推進局の業務を移管し、新市建設計画推進担当課長を配置します。

(3) 任務の終えた企画局政令指定都市推進課を廃止し、大都市制度に関する調査・研究、指定都市市長会、政令指定都市推進課廃止に伴う残余事務等を担当する大都市制度担当課長を企画局に配置します。

(4) 多くの業務を区役所税務課へ移管する財政局市民税課及び資産税課を統合して課税管理課とし、組織の簡素化を図ります。

(5) 多くの業務を区役所総務・地域振興課へ移管することに伴い、市民局市民みんなの相談室を廃止します。

(6) 区役所、支所、地域センターの業務に関する統括機能、市民局市民課の本庁業務、住居表示業務を所管させるため、市民局に区政推進課を設置します。また、市民局市民課の業務を区役所市民保険年金課に移管し市民課を廃止します。

(7) 御津、建部、瀬戸の各支所に、総務民生課、産業建設課、下水道課の3課を設置します。

(8) 不当な勧誘・金融関連詐欺など、消費者契約をめぐるトラブルへの対応を強化するため、市民局生活安全課に消費生活センター（課内室相当）を設置します。

- (9) 多くの業務を区役所市民保険年金課へ移管する市民局国民健康保険課及び国民年金課を統合して国保年金課とし、介護保険や後期高齢者医療制度を所管する保健福祉局に移管します。
- (10) 保健福祉局生活衛生課の墓地管理係及び東山斎場を市民局生活安全課に移管します。また、生活衛生課の生活衛生係、衛生管理事務所及び食肉衛生検査所を保健福祉局保健管理課に移管し、生活衛生課を廃止します。
- (11) 新市建設計画の重点施策である「総合保健福祉施設建設事業（金川病院併設）」の基本計画の策定を受けて、実施設計、建設事業を推進するため、「金川病院建替推進室」を保健福祉局保健管理課内に設置します。
- (12) 西大寺支所衛生課西大寺生活環境センターを環境局に移管し、西大寺事業所とします。また、衛生課管理係の業務の一部を東区役所総務・地域振興課へ移管し、衛生課は廃止します。
- (13) 政令市にふさわしい労働政策、就労支援及び雇用対策等に関する企画、調整、全庁統括及び事業実施を行う雇用対策課を経済局に設置します。
- (14) 経済局林政課及び農業施設課は、多くの業務を区役所農林水産振興課へ移管するため、林政課は経済局農水畜産課へ統合し名称を農林水産課と改め、農業施設課は経済局農村整備課へ統合して組織の簡素化を図ります。
- (15) 道路建設課は区役所建設課へ移管して廃止します。また、任務を終えた都市整備局西部第4地区区画整理事務所を廃止します。
- (16) 多くの業務を区役所建設課へ移管する都市整備局用地課、環状線建設課及び土木調整課の業務の一部を統合して道路計画課とします。なお、区役所用地業務の専門的支援をするため、道路計画課に用地係を置きます。
- (17) 多くの業務を区役所維持管理課へ移管する都市整備局土木管理課及び道路保全課を統合して道路管理課とし、都市整備局土木調整課の業務の一部を道路管理課に移管します。
- (18) 就学事務を円滑に行うため、学事課の機能を分割し就学課を設置します。

5 行政組織数

H20. 4. 1とH21. 4. 1間の増減

区 分	組 織 数				
	局相当	審議監級相当	課相当	課内室相当	係相当
市長事務部局	10→13 (+3)	7→5 (-2)	133→132 (-1)	54→41 (-13)	283→313 (+30)
市長事務部局	10→9 (-1)	7→5 (-2)	133→99 (-34)	54→18 (-36)	283→191 (-92)
区役所	0→4 (+4)		0→33 (+33)	0→23 (+23)	0→122 (+122)
水道局	1→1 (0)		13→13 (0)	0→1 (+1)	46→44 (-2)
病院局	1→1 (0)	1→1 (0)	5→5 (0)	1→1 (0)	6→6 (0)
市場事業部		1→1 (0)	2→1 (-1)		
消防局	1→1 (0)		8→9 (+1)	2→1 (-1)	53→60 (+7)
議会事務局	1→1 (0)		3→3 (0)		6→6 (0)
選挙管理委員会事務局	1→1 (0)		0→4 (+4)		3→3 (0)
監査事務局	1→1 (0)				
人事委員会事務局		0→1 (+1)			0→2 (+2)
農業委員会事務局	1→0 (-1)		0→4 (+4)		3→0 (-3)
教育委員会事務局	1→1 (0)		14→14 (0)	11→11 (0)	18→17 (-1)
合 計	18→20 (+2)	9→8 (-1)	178→185 (+7)	68→55 (-13)	418→451 (+33)